



2026年5月21日

各 位

上場会社名 センコーグループホールディングス株式会社
代表者 代表取締役社長 福田 泰久
(コード番号 9069 東証プライム市場)
問合せ先 管理本部 法務部長 梅津 知弘
(TEL. 03-6862-8840)

分配可能額を超えた自己株式の取得に関する第三者委員会設置のお知らせ

当社は、2025年12月4日開催の取締役会において、自己株式の取得(以下「本件取得」といいます。)について決議し、2025年12月5日付「自己株式立会外買付取引(ToSTNeT-3)による自己株式の取得結果及び取得終了に関するお知らせ」のとおり、2025年12月5日に本件取得を完了いたしました。今般、本件取得は、結果として会社法及び会社計算規則により算定した分配可能額を超過していたこと(以下「本件超過」といいます。)が判明いたしました。

これを受け、本件超過について、事実関係を調査し、その原因の解明と今後の対応及び再発防止に向けた方針等を検討するため、社外の弁護士で構成する第三者委員会を下記のとおり設置し、同委員会による外部調査を実施することを当社取締役会において決議いたしました。

記

1. 判明の経緯

2026年3月期の決算公表後における分配可能額の再確認の過程において、本件取得(取得株数4,464,200株、取得価額総額約8,499百万円)の実施時点での分配可能額は5,576百万円であり、取得価額が分配可能額を約2,923百万円超過していたことが判明いたしました。

2. 第三者委員会の設置

当社は本日付で、以下のとおり、社外の弁護士3名からなる第三者委員会を設置いたしました。委員は次のとおりです。

委員長	田代 啓史郎 弁護士 (TMI 総合法律事務所 パートナー)
委員	吉井 久美子 弁護士・公認会計士 (TMI 総合法律事務所 パートナー)
委員	山口 俊 弁護士・公認会計士 (TMI 総合法律事務所 パートナー)

※各委員は、当社との間に特別の利害関係を有しておりません。

3. 第三者委員会設置の目的

本件取得に関する事実関係の調査、本件超過の原因の解明並びに今後の対応及び再発防止策の提言を受け、当社として今後の方針等を検討するため。

4. 株式譲渡人への対応

本件取得における株式の譲渡人の皆様に対し、譲渡代金の返還その他の対応を求めるものではありません。

5. 業績への影響について

本件超過が当社の財務諸表及び業績予想に与える影響については現在精査中であり、開示すべき事項が生じた場合には速やかにお知らせいたします。

なお、2026年3月期末の配当額及び2027年3月期の配当予想につきましては、2026年5月13日付にて開示いたしました決算短信の記載から変更の予定はございません。

本件超過により、関係者の皆様にご心配をお掛けいたしますことをお詫び申し上げます。

以上